

抱え込まずにご相談ください

相談窓口のご紹介

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が問題となる中、社会環境の変化などがさまざまな生活不安やストレスの要因となっています。

家で過ごさなければならぬ時間が大幅に増えたため、DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待の被害拡大が心配されています。家庭内の暴力はプライベートな問題として片付けられてきた結果、依然として被害が潜在しているといわれています。悩みを抱えている方は相談窓口にご相談ください。

DV

DVに明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多いです。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

内閣府は、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどにより、DVの増加・深刻化が懸念されることから、24時間対応の相談窓口「DV相談+（プラス）」を緊急に開設しています。あなたが配偶者やパートナーから受けているさまざまな暴力について、専門の相談員と一緒に考えます。

● DV相談+（プラス）
☎ 0120・279・889

児童虐待

子どもが思った通りに行動してくれず、イライラしたときに、「子ども」のしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていませんか。

体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それはたたかれた恐怖心などによって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。体罰は子どもの心身の発達などに悪影響を及ぼす可能性があります。

ります。子どもの健やかな成長・発達において体罰は必要がありません。全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。子どもをけなしたり、笑いものにしたりするような言動も、子どもの心を傷つけ、子どもの権利を侵害します。

「児童相談所虐待対応ダイヤル」は、虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。専門の相談員が子どもに関するさまざまな相談に応じます。

● 児童相談所虐待対応ダイヤル
☎ 189（いち・はや・く）
● 児童相談所相談専用ダイヤル
☎ 0570・783・189

自宅で過ごす時間が増えている中、家族や親子関係、子育てに関することなど、心配事や悩みが多くなっていますか。一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。

お知らせ

人権特設相談所

10月15日（木）、人権特設相談所を開設します。相談は無料で、秘密

は厳守します。

● 場所／金屋文化保健センター
● 時間／13時から16時まで

電話による人権相談窓口

- ・みんなの人権110番／さまざまな人権問題の電話による相談
☎ 0570・003・110
- ・子どもの人権110番／いじめ・虐待など子どもの人権問題
☎ 0120・007・110
- ・女性の人権ホットライン／家庭内暴力など女性の人権問題
☎ 0570・070・810

人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課
電話 22・4513
ファクス 32・4827

